◎新潟県告示第1175号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成29年10月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
村上市海老江字義平松2073番から同市福田字十日市344番1まで	新	13.0~54.0メートル	1,512.9メートル
村上市福田字前川原2337番から 同市福田字十日市344番1まで	二	(A) 8.5~37.0メートル	598.4メートル
村上市海老江字義平松2073番から 同市福田字十日市344番1まで		(C) 13. 0∼54. 0メートル	1,512.9メートル

備考1 上記(A)及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
 - 一部区間県道新潟新発田村上線と重用